

令和5年度第2回

世田谷区特別職報酬等審議会

日：令和5年10月30日（月）

於：区役所第1庁舎5階 庁議室

午前10時01分開会

○会長 大変お待たせいたしました。それでは、定刻を少し過ぎてしまったのですが、これより令和5年度第2回世田谷区特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の審議会は、世田谷区特別職報酬等審議会の会議の公開に関する要綱によりまして、傍聴者がいらっしゃいますので、御承知おきください。

また、御発言時のマイクの使用について案内いたします。混線を防ぐため、御発言の際にはスイッチをオンにし、御発言後にはスイッチをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それではまず、本日の審議会の次第等について池田総務部長から御説明をお願いします。

○総務部長 総務部長、池田でございます。本日は皆様、ありがとうございます。私からは、本日の資料の確認と進行について御説明します。

まず、資料について、直前のお送りとなって誠に申し訳ございませんでしたが、1つ大きな資料として、令和5年度第2回特別職報酬等審議会資料、少し分厚めの資料が1点、令和5年度第2回特別職報酬等審議会次第、続いて委員名簿、座席表、以上4点を事前にお送りしております。本日、皆様お持ちいただいておりますでしょうか。はい、ありがとうございます。

続いて本日の次第について御説明します。本日は、特別職の報酬等の額について御審議をいただきます。本日の流れですが、お配りした資料について私どもの総務課長と職員厚生課長から御説明します。その後に御質疑を賜りまして、特別職の報酬等の額について御審議いただくという流れでお願いしたいと思います。どうぞお願いいたします。

私からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは議事を進めます。特別職の報酬等の額の審議に当たり、初めに、事務局より資料の御説明をお願いいたします。

○総務課長 総務課長、中潟でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料に沿って御説明します。お手元の資料、第2回報酬等審議会資料の1ページをお開きください。令和5年度特別区人事委員会勧告の概要でございます。こちらについては、増井職員厚生課長から説明させていただきます。

○職員厚生課長 おはようございます。職員厚生課長の増井です。よろしくお願

ます。では私より、10月11日にございました区の常勤職員や再任用職員などの一般職を対象とした令和5年特別区人事委員会勧告の概要について、1ページの資料で御説明をさせていただきます。

まず項番の1の勧告の特徴についてです。1つ目ですが、本年は、職員の給与が民間従業員の給与を、額にして3722円、率にして0.98%下回っている状況にあることから、その公民較差を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額を引き上げるというものでございます。

特徴の2つ目ですが、特別給についてです。0.1月分の引上げ、年間支給月数は現行4.55月から4.65月への引上げとなっております。

本勧告により、特別区職員の平均年間給与は約10万2000円の増となります。

次の項番2でございます。国の人事院及び東京都人事委員会の勧告状況も一覧としてまとめしております。

月例給については上の表ですが、国及び東京都とも特別区と同様に引上げの勧告となっております。

特別給については、こちらは下の表ですが、国及び東京都とも、特別区と同様に0.1月の引上げ勧告となっております。

続いて項番3、改定の内容を御覧ください。給料表の改定については、表の右の列にございましており、令和5年4月1日に遡及して実施することとし、特別給の引上げについては、改正条例の公布の日から実施し、一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当と勤勉手当に均等に配分するものとしております。

区の常勤職員や再任用職員などの一般職については、この特別区人事委員会勧告を受けて、職員団体等との間での給与改定交渉を経た後に、区議会の給与条例等の一部を改正する条例を提案する予定でございます。

裏面を御覧ください。特別給（期末・勤勉手当）についてでございます。こちらは、先ほど御説明した資料内の項番3の改定内容のうち、特別給（期末・勤勉手当）の詳細を記載した資料でございます。

まず、項番1、各手当の概要でございます。区職員の特別給については、期末手当と勤勉手当に分かれております。期末手当は、生計費が時季的にかさむことを考慮し、民間における賞与等の一律支給分に相当する給与として支給される手当である一方、次の勤勉手当については、職員の勤務成績に応じて支給される能力給としての性格を有する手当でござ

ございます。

項番2ですが、各手当の支給対象となる範囲でございます。表に記載のとおり、勤勉手当については、常勤職員及び再任用職員に支給されるものでございます。会計年度任用職員及び特別職は支給対象外となっております。

なお、会計年度任用職員については、地方自治法上、勤勉手当を支給することができない規定となっているからですが、令和5年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、来年度、令和6年度から、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが法律上可能となることとなりました。

次の項番3でございます。今年度の特別区人事委員会勧告における改定内容を御覧ください。勧告において、特別給の引上げ分は、一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員については期末手当と勤勉手当に均等に配分することとしております。

この理由ですが、民間における特別給、いわゆる賞与において考課査定分の配分状況等を考慮したことによります。具体的には、一般職員について、民間における特別給において占める考課査定分の割合が、一般職員の勤勉手当の割合を上回っていることや、管理職員については、おおむね民間における特別給の配分状況と同様の比率になっていることから、国家公務員の改定分は期末手当と勤勉手当に均等に割り振られていることなども考慮したものでございます。

私からの説明は以上となります。

○総務課長 それでは、引き続き私から説明させていただきます。次の3ページ、A3判の資料を御覧ください。こちらは、世田谷区の一般職員数及び職員1人当たりの給与費の推移をお示ししてございます。

上の表は、平成26年度以降の一般職の職員数の推移を表しており、縦欄に職員数、前年度と比較した場合の増減、その増減率、平均年齢を記載してございます。

一番右の列、令和5年度を御覧ください。職員数は、一般職員が5514名、再任用職員が199名となっております。

2行目の職員数の増減ですが、一般職員は15名の増、再任用職員は21名の減となっております。

次に、その下の表は、一般職員1人当たりの給与費の推移について当初予算ベースでお示ししております。令和5年度は648万1000円となっており、昨年度からは9万円の増加となっております。

この表からは、職員の数は緩やかに増加している一方、平均年齢は年々下がってきており、令和3年度からは平均年齢は41.5歳となっております。

その下の表、職員1人当たりの給与費については、平成28年度をピークに減少傾向にあることがうかがえます。

次に4ページを御覧ください。こちらは、一般行政職の部長と課長の年間平均支給額を示したものです。1行目、横に人数、平均年齢、最後の欄が平均年間支給額合計となっております。

令和4年度で見ますと、部長は44名、平均年齢は55.8歳で、一番右側の平均年間支給額1246万4000円、課長は122名、平均年齢が50.9歳で、平均年間支給額1084万6000円となっております。

5ページを御覧ください。この資料では、世田谷区議会議員の概要をお示ししております。定数と現員、会派別議員数は記載のとおりとなっております。

年齢別議員数について記載のとおりとなっておりますが、平均年齢は52.08歳、最年長は79歳、最年少は26歳となっております。

なお、本年4月の改選に伴い、現員数や会派構成が昨年の資料から変更となっており、平均年齢については昨年より約3歳下がっている状況でございます。

また、当選回数別議員数についても本年4月の選挙を反映したものとなっております。

続いて6ページを御覧ください。こちらの資料は特別区・国・東京都・各政令指定都市の給与勧告の状況でございます。

まず、月例給については、ここに記載の全ての自治体で引上げの勧告となっております。また、特別給についても、記載の全ての自治体で、国の人事院勧告と同様に0.1月分の引上げとなっております。

続いて7ページ、A3判の資料を御覧ください。こちらは、人事院、東京都及び特別区人事委員会勧告等の実施状況を、平成2年度から令和5年度まで表にしております。

それぞれの勧告について、勧告の日、公民較差とその額、実施の日、実施の率と額を記載してございます。

表の一番右側が特別区人事委員会の勧告状況でございます。おおむね人事院勧告と同様に実施されていることがうかがえます。

続いて裏面の8ページを御覧ください。世田谷区及び東京都の特別職報酬等の改定経過

でございます。

平成元年からの月額給与の推移を表にしております。表の左半分が執行機関側、区長等の改定経過、それから、右半分が議決機関でございます議会の改定経過となります。

一番左端、世田谷区長においては、平成19年から平成26年まで毎年減額で推移し、平成26年以降は増減を繰り返し、現在は105万100円となっております。

なお、直近の令和2年11月の改定ですが、副区長が3人体制となったことを受け、増加する人件費を抑制する必要があることや、各副区長が担う職責や業務量の分散が見込まれるため、減額改定したものでございます。

続いて右側に移り、議決機関、世田谷区の議員でございます。議長、副議長、委員長、副委員長と一般の議員とに分けて、月額報酬を定めております。

平成9年から平成11年の間が最高額となっております、議長については95万1000円でございます。その後、平成15年に減額、以降、平成21年までは据置きとし、平成22年以降は特別区人事委員会の勧告を踏まえ推移してございます。

続いて9ページを御覧ください。ここからは23区内のデータ比較を行ってございます。

まずは、自治体の基礎データとして、令和5年10月1日現在での各区の議員の条例定数、住民基本台帳に基づく人口、議員1人当たりの人口、令和5年度一般会計当初予算額、区民1人当たりの予算額を一覧にまとめたものでございます。

中段、網かけ黄色の部分が世田谷区でございます。

こちらの資料については、前回の第1回審議会の中でも御説明しており、内容に変更はございませんので、詳細は割愛させていただきます。

次に10ページ、A3判の資料を御覧ください。こちらは東京23区の区長の年収を一覧としてまとめたものでございます。上から順に、千代田区から江戸川区まで、そして、一番下に平均数値を記載してございます。中ほどが世田谷区でございます。

世田谷区の行の、右側から4番目の年収の欄を御覧いただきますと、世田谷区長の年収額が2186万5000円ほどで、23区で11番目となっております。ちなみに、上位3区は、江戸川区、荒川区、杉並区となっております、1位の江戸川区と世田谷区の差は81万2000円ほどとなっております。

次に11ページを御覧ください。こちらは副区長の年収の表でございます。世田谷区の欄、を御覧いただきますと、副区長の年収は1680万円ほどで、23区で21番目となっております。なお、上位3区については荒川区、杉並区、大田区となっており、一番高い荒川

区と世田谷区の差額は134万円ほどとなっております。

次に12ページは教育長の年収の表でございます。世田谷区については、年収1589万3000円ほどで、23区で10番目となっております。同じく上位3区については港区、荒川区、墨田区の順となっており、港区と比較すると、その差は58万9000円ほどとなっております。

次に13ページ、14ページは常勤代表監査委員と常勤監査委員の年収をお示ししてございます。ただし、常勤監査委員は人口25万人以上の市、特別区で設置が義務づけられていることから、一部の区では常勤の監査委員が設置されておらず、それらの区については数値等は記載されておられません。また、常勤代表監査委員として給与設定していない区もあるため、常勤監査委員の設定はあるが、常勤代表監査委員の設定のない区もございます。

それでは13ページでございます。こちらの年収の欄を見ますと、世田谷区常勤代表監査委員は年収1374万6000円ほどで、23区では2番目となっております。上位については杉並区、次いで世田谷区、新宿区となっております。

次に14ページでございます。こちらが常勤監査委員の年収一覧でございます。世田谷区ですが、年収は1333万円ほど、23区では3番目となっております。なお、同じく上位3区は杉並、中野、次いで世田谷区となっております。

続いて裏面、15ページを御覧ください。ここからは議決機関である世田谷区議会議員となります。議員については議長、副議長、委員長、副委員長と、それらに属さない一般議員に分けて報酬月額が決まっております。

15ページは議長でございます。同じく年収の欄を見ますと、世田谷区の議長は年収1623万円ほど、23区では5番目となっており、同じく上位3区は大田区、渋谷区、足立区となっております。一番高い大田区と世田谷区の差は26万2000円ほどとなっております。

次に、16ページは副議長でございます。同じように年収の欄を見ますと、副議長については年収1374万1000円ほどで、23区では8番目となっております。同じく上位3区については千代田区、足立区、荒川区となっており、千代田区と世田谷区の差は42万3000円ほどとなっております。

次に、17ページを御覧ください。こちらは委員長職の年収一覧となります。世田谷区の場合、議会に5つの常任委員会、4つの特別委員会、それと議会運営委員会、これらが委員会として設置されており、これらの委員会の委員長が対象となります。

年収の欄を見ますと、世田谷区の委員長は、年収1161万9000円ほどで、23区では4番目

となっております。上位3区については千代田区、足立区、大田区となっており、千代田区と世田谷区の差は28万7000円ほどとなっております。

続いて、18ページは副委員長職となります。年収の欄を見ますと、世田谷区の副委員長については、年収約1106万1000円程度で、23区では5番目となっており、同じく上位3区については千代田区、大田区、足立区の順となっており、一番高い千代田区と世田谷区の差は30万2000円ほどとなっております。

引き続き19ページは一般の議員分でございます。年収については1076万3000円ほどで、23区で5番目となっております。なお、上位3区については渋谷区、大田区、千代田区となっており、一番高い渋谷区と世田谷区の差は11万4000円となっております。

次に20ページ、21ページを御覧ください。表と裏になってございますが、先ほど御説明した内容をまとめた23区間の年収比較表と、職別基本給料月額と比較表でございます。

続いて22ページでは、過去10年間の実質賃金指数、名目賃金指数、消費者物価指数を掲載してございます。こちらの資料は、厚生労働省のホームページで公表されているデータを基に事務局で作成してございます。

上段の表の中ほどにある名目賃金とは、雇用契約による労働者の対価として金銭によって支払われる賃金でございます。右側の消費者物価指数とは、消費者が実際に購入する段階での商品の小売価格の変動を示す指数でございます。一番左の実質賃金については、労働者が労働に応じて受け取った賃金が、実際の社会においてどれだけの物品購入に使えるかを示す値でございます。実質賃金は、名目賃金指数と消費者物価指数で割ることにより算出されてございます。

上の表は、令和2年の実質賃金、名目賃金、消費者物価指数を100%とし、令和4年までの指数を表にしたものでございます。その下の図については、平成25年から令和4年までの指数の推移をグラフにしたものでございます。

令和4年の実質賃金指数は99.7、名目賃金指数は102.4、消費者物価指数は102.7でございます。こちらのグラフからは、直近10年間に於いて名目賃金、消費者物価指数は緩やかに上昇している一方、実質賃金については年々減少していることがうかがえます。

続いて、23ページを飛ばして、24ページのA3判の表を御覧ください。こちらの資料は、1級職である係員から6級職の部長級までの給料表について、勧告前後の給与の月額、改定率の一部を抜粋して掲載してございます。

各級1号給から始まり、最高号給については1級では149号給、2級で121号給、3級で



133号給、4級で129号給、5級で109号給、6級では89号給となっております。

また、改定率については、各級においておおむね1号給から号給が上がるにつれ改定幅は縮小してございます。最終的には全ての級において改定率が0.3%に帰結する改正内容となっております。

なお、今回の勧告においては、昨年度の勧告とは異なり、初任給及び若年層に重点を置きつつも、全ての号給において月例給を1000円以上引き上げる内容となっております。

それでは1ページお戻りいただいて23ページ、特別職給料・議員報酬改定額比較表【試算】案を御覧ください。

特別給に関しては、通例として人事委員会勧告に倣った改定を行ってきた経緯を踏まえ、0.1月の引上げで試算を行っております。

一方で、月例給については、これまで全号給を対象とした改定の場合については、公民較差を基準とした月例額の改定を基本としておりましたが、今回の勧告では、若年層に重点を置き、傾斜をつけた勧告であることを踏まえて、公民較差である0.98%の引上げと、各号給、最高号給における改定率である0.3%の引上げの2つのパターンで試算をしております。

まず、月例給を0.98%引き上げた場合の試算を真ん中の段、【1】で示しており、月例給を部長級である6級職の最高号給に当たる改定率を参考とした、0.3%の引上げとした場合の試算を【2】で示してございます。

具体の改定額については、表の一番右側の差額の欄をご覧ください。一番上の区長ですと、月例給0.98%の引上げをした場合、年間39万1575円の増額となり、月例給を0.3%の引上げとした場合、年間24万2539円の増額となります。

以下、副区長から議員までお示しした金額が増額となるということで、案としてまとめてございます。

なお参考として、昨年度の特別区人事委員会勧告においては、月例給は初任給から30代半ばの係長級の職員までを引き上げることとした、若年層のみを対象とした勧告の趣旨と、当区の特別職の平均年齢が58.5歳であることを鑑み、月例給は据置きといたしました。

また、特別給については、勤勉手当を0.1月分引き上げる勧告に対し、期末手当を0.1月引き上げる改定を行っております。

長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

○会長 御説明ありがとうございました。今回、特別区の人事委員会勧告が非常に複雑と申しますか、職員の方の給与の改定が、めり張りをつけた形になっているので、特別職についてどのようにするかというところで、事務局から2つの案を出していただいたところでございます。

ということで、何かここは分からないというところが出てくるかと思うのですが、まず議論に入る前に、資料説明について御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

○委員 おはようございます、●●です。この資料ではなく、勧告のほうで、ポイントのところ、3000円以上のベースアップは25年ぶり、この勧告にすごい意気込みを感じました。

○会長 何ページですか。

○委員 失礼しました、1ページ目です。平成10年の勧告以来ということだと思うのですが、一般の職員の方の月例は1000円以上の引上げということで、この3722円の差額を埋めるための、この3000円以上のベースアップというのは、特別職のベースアップということですか。

○増井職員厚生課長 私のほうで御説明したものは、いわゆる一般職のみの人事委員会勧告になっておりますので、この3722円というのは、あくまで一般職のものと御理解ください。これが平均値ということになっていまして、先ほど話題にもありましたが、若い世代については、さらに大きく比重をかけておりまして、世代が上がっていくことによって、その比率が下がるような形で、今回は提案されている内容になっています。

具体的には、1級職という、一般の、全く初期の段階の給与については、大体2.4%ぐらい上がっています。逆に一番階層の高い4級から6級と言われる、係長級以上については0.3%ぐらいの改定でとどまっていると。全体としては0.98なのですが、かなりそういう偏りがあるというものが今回の勧告内容になっております。

○委員 要するに、この1000円以上の引上げというのを込みということですね。そういう理解でよろしいですか。

○職員厚生課長 実は、今回こういう表現をあえてしているのは、昨年が、いわゆる若年層だけ引上げということだったので、上のほうは全く引き上がっていなかったもので、今回、上も上がりましたよということをあえて説明するために、上のほうは1000円ぐらいは上がっていますということをお知らせと御理解いただければよいかと思います。

○委員 一番大きく上がりそうなところは3722円という感じということなのですか。

○職員厚生課長 平均が3722円ですね。

○委員 平均、では、もうちょっと上がる場所もあるのですね、失礼しました。

○職員厚生課長 ええ、若い人はもっと上がっています。

○委員 なるほど、ありがとうございました。

○総務部長 例えば全くの新人さん、来年4月に採用されるような方は、初任給が月額で8000円ぐらい上がっています。役所に入ってすぐ若手の職員さんは、月額で6000円とか上がっています。ちなみに、もう結構年を食った私のような職員は、月額で千何百円というように、上に行けば行くほど、平均で3722円ですが、中堅の方は多分3722円という平均的なところですが、若い人は結構上がって、上はあまり上がっていないということで、今回2つお示ししましたのは、この特別職、平均でお示しするところの金額ですと。部課長で、要するに一般職で言う比較的金額をもらっている職層の人間は0.3%ぐらいですとということで、2パターンお示したというような次第でございます。

○会長 ありがとうございます。ほかに御質問はございますか。はい、●●委員、お願いします。

○委員 これは3ページになりますが、いわゆる会計年度任用職員の関係、今回の言わば地方自治法の法改正によっても、期末手当、それから勤勉手当の関係を含めて注目をされているところなので、改めて確認の意味で伺いたいのですが、会計年度任用職員については、今4914人、そのうち期末手当の支給対象が4000人と表示されています。そこに914人の差があるわけですが、その期末手当の支給に当たっては、一定の支給要件を満たす場合と表示されていますが、確認の意味で、改めてこの期末手当の支給の要件について、会計年度任用職員に関わって、ポイントを説明いただければと思います。

○職員厚生課長 会計年度任用職員の期末手当の支給要件という形で一応3つございまして、まずは6月1日、12月1日という基準日に在籍しているということが1点。

それから、会計年度内の任用期間が6月以上あるということ。

それから、週当たりの勤務時間が15時間30分以上または週当たりの勤務日数が2日を超えている者ということで、それを満たしていない者が、先ほどおっしゃったおおよそ九百人いらっしゃるかと御理解いただければと思います。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいでしょうか。では●●委員、お願いします。

○委員 23ページのこの表ですが、【1】と【2】がありますが、支払い総額はどのぐらいになるのでしょうか、増えるのでしょうか。

○総務部長 すみません、ここの人件費総額が幾ら増加になるのかを計算していなかったものですから。

○会長 今計算していただいてもよろしいですか。

○総務部長 はい、ただいま集計いたします。

○会長 では、お願いします。御質問ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。●●委員、お願いします。

○委員 2ページで、今年度の特別区人事委員会勧告における改定内容という3番がありますが、これは、振り分けについて、期末手当と勤勉手当のどちらで出すかという振り分けのことが書いてあるのですが、実質的に何か額的な影響はあるのでしょうか。

○職員厚生課長 当然その上がった分は、区としての負担は増えるというところになるのですが、勤勉手当に割り振るということになった場合、一般職のほうは、勤勉手当に割り振るということは、どうしても成績評価になりますので、人によって若干違いが出るというところで、支給総額としては基本的に同じと御理解いただければと思います。

○委員 配分が変わるということですか。人によって変わるということは、配分は変わる、トータルは変わらないということですか。

○職員厚生課長 おっしゃるとおりですね。

○委員 分かりました。それともう一つ、今、23ページの【試算】の話が出ましたが、この試算は、今こちらで10ページからずうっと、特別職の区長の、これでいかがですかということでお示しいただいているのだと思うのですが、10ページから27ページまでございますね。これには反映されていないわけですよ。今回は、この試算を入れたほうがよろしいかどうかということについての御提案ということでございますか。

○中潟総務課長 御質問ありがとうございます。はい、そのとおりでございます、10ページからについては現状を記載しておりまして、23ページにおいて、それぞれの特別職に当たって、【1】と【2】で御提案をさせていただき、御審議をいただきたいというものでございます。

○委員 そういうことだと、やはり今お話しのように、トータルの数字がないと議論にならないような気がするのですけれどもね、よろしくをお願いします。

○会長 そうしたら、今、後ろで計算をしてくださっていると思いますので、少し待ちた

いと思います。

ほか、御質問はいかがですか。

そうしましたら、私から1点、今の●●委員の御質問とも関わるのですが、恐らくこの状況は世田谷区だけではなくて、ほかの区においても全く同じことが発生していると思います。もちろん特別職の報酬等について、世田谷は世田谷で決めていけばよいわけですが、参考までに他の区では、この特別職の報酬等について、今まさに審議をしているところなのかもしれないのですが、差し支えない範囲で、どのような議論がなされているかというところで、もし何かお分かりになっていること等がございましたら御披露いただければと思うのですが……。

○総務課長 他区と比較して、世田谷区の報酬等審議会の開催が早いという状況でございます。担当間レベルで調査をしているところですが、こちらはまだ決定してはいないという状況でございます。傾向と言いますと、やはり特別区人事委員会勧告どおり、特別給は0.1月を上げる方向と、あとは、それぞれの自治体において、月例給を平均引上げ率分を引き上げることや、私どものように引上げ率の差を見る形で算定をするなど、その差をどうするかというようなところの議論がある様に伺っておりますが、まだ正式なものはどこも出ていないという状況ですので、参考としてお伝えいたします。

○会長 ありがとうございます。やはり両方の議論がありながら、どうしようかというところで、どこの区も、今、模索中というところですね。ある意味、この世田谷区の方向性が、ほかの区に影響してくるところもあるのかもしれない。

ほかは、何か御質問ございますか。では、●●委員、お願いいたします。

○委員 これは税金で支払われるということですよ。一般の企業であれば、利益がどうであったかということかと思いますが、行政機関にはそういったことはないと思いますが、皆様のお仕事は、上の所属長が、いわゆる人事考課というか、評価をして、そして決められていく、お給料に反映するという部分があるように聞いております。それはそれでよいですかね。

○総務部長 そのとおりでございます。

○委員 そうすると、この特別職の報酬に関わることとして、特別職の方々の人事考課というのはあるのですか。

○総務部長 特別職については、人事考課はございません。そして、我々一般職は採用試験を通じて採用されるという形になっております。そして、区長や議員の方々は、選挙を

通じて選ばれるという形で、そのほかの教育長や副区長については、議会の同意を得て区長が任命されるという、特別職という取扱いになっておりますので、金額については、その時点、その時点の定額と言いますか、条例で定めた金額が支払われているという形になっておりまして、人事考課によるプラス・マイナスというものはございません。

○委員 私は一般区民ですので、区民の目からした場合に、この特別職の皆様がこの金額が、これでよいのかどうかというところは、区長が選んだのであれば、区長が評価をするのかなと、思ったりもしておりましたが、または、ここの場が、その皆様が、特別職の方々は、一般の——一般のと、全体を一般と申し上げて、大変失礼なことですが、特別職以外の方たちは、その中で評価をなさり、特別職はそれには当たらないということですね。

○総務部長 我々一般職については、区長がこういう給料の、特別区人事委員会の改定、その後の労使協議などを経て、こういう給料改定をしたいということで、区議会に条例改正を御提案して、区議会での議論を経て、給与の見直しが決定されます。

特別職については、過去いろいろ経緯はあったようですが、例えば議会でそのまま議論されてという形で、言い方は悪いですが、お手盛りなのではないかという議論も、かつてされていて、総務省のほうで、それではあまり適切ではないだろうということで、こういう審議会という形を経て、その御意見を踏まえて条例案をつくるという形で、歴史的には、制度ができてきていると認識してございます。

○委員 ということは、やはり私どもは丁寧に、行政の皆さんがなさっているお仕事、一般の職員の方々がなさっているお仕事、そして、それを見守り、また指導助言する立場であろう特別職の方々の、その仕事ぶりが区民の生活に関わってきているということだと思いますので、そのところは、今の世田谷区の状況、この特別区人事委員会勧告の理屈も、また計算方法も、これは分かります。手続的には分かります。

しかしながら、果たして今の世田谷区の皆様のお仕事ぶり、それと、それが費用対効果として、区民にとっていかがなのかというところの観点は、外すわけにはいかないのかなと感じている次第でございます。

ごめんなさい、これは御質問と感想でございます。

○会長 ●●委員、ありがとうございます。また後でいろいろ御意見を頂戴できればと思います。

では●●委員、お願いします。

○委員 ●●です、よろしくお願いします。非常に細かいところで、大変申し訳ないのですが、3ページのフルタイム再任用のところで人数が出ているのですが、平成25年が7名で、ずうっと増強されてきて、令和5年が285名と、かなりの増員という形になっているのですが、これは何か特別な理由があるのでしょうか。

○総務部長 今、区に非常勤で働いている方とか、いろいろな職種の方がいらっしゃるのですが、国のほうで、要するに定年退職をした後の職員の雇用の仕方という形で、再任用制度というものがこの年から新たに導入されたということで、ここにカウントされてございます。

それまで区の職員は、定年退職すると、今で言うと、会計年度任用職員の方というような位置づけで再雇用と言いますか、当時、再雇用職員と言っていたのですが、任用されていたということですが、この再任用制度が入って、一般職の公務員の位置づけで、そのまま常勤職員と仕事の内容は同じにできますよと、ただし、給料はかなりがくっと下がりますよという制度が入りました。

最初の年は大体61歳から65歳までの年をやりますが、最初の年は、この制度が入った年に定年退職した人が若干いただけですが、その後、5年分ストックされますので、人数は増えていったということではないかと思いますが、人事課長、いいですね。

○人事課長 はい。

○総務部長 はい、以上でございます。

○委員 分かりました、ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。やはり総額が出ないと、なかなか御意見を出しづらいですかね。そうしましたら、5分ほど休憩しましょうか。

○総務部長 申し訳ございません、では、1回休憩をいただければと、はい。

○会長 そうしたら、11時をめぐりに再開のような形で少し休憩させていただければと思います。

午前10時53分休憩

午前11時再開

○会長 そうしましたら、再開させていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○総務課長 お時間をいただきまして、また資料不備、大変申し訳ございませんでした。まず、令和6年度の当初予算の特別職の報酬額の合計ですが、6億7350万円が当初予算の

額でございます。こちらを【1】案、0.98%平均とした場合は総計で約6億8560万円、差額は約1210万円プラスとなります。第【2】案である0.3%とした場合ですが、総額で約6億8100万円が当初の差額としますと約753万円でございます。大変申し訳ございませんでした。

○会長 御説明ありがとうございました。また、速やかに御対応いただきましてありがとうございます。

そうしましたら、委員の皆様からいただいた御質問については御回答いただいたということですので、具体的な議論に入っていきたいと思えます。

先ほどの資料説明等を踏まえて、特別職の報酬等の額を改定する必要があるのか、また、事務局からは案を2案いただいておりますが、仮に必要があるとなった場合には、どのような案が望ましいかに関して、それぞれ委員の皆様から御意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか、どなたからでもお願いいたします。

●●委員、ありがとうございます。

○委員 ●●でございますが、まだほかの方が今お考えのところですので、私から考え方と、それから結論をまずお話ししたいと思えます。

まず結論ですが、23ページに表がございます。【1】案、【2】案と並んでいますが、結論的には私は【2】案のほうでいきたいと考えております。理由をこれから申し述べます。

去年の場合には、全体の底上げという形にはならず、若い層に中心的にウエートをかけるということがありました。今回は、それぞれ引上げには差等がありますが、全体としての底上げが行われたということ踏まえるということと、そしてもう一つは、先ほども、ほかの委員からもお話はございましたが、区内、区民の方の暮らしがどのようになっているのか、そのところを鑑みて、この【1】案もしくは【2】案、あるいはそれ以外の案ということ判断することになるかと思えますが、一つは、先ほども話題となりましたが、いわゆる今年の春闘では、30年ぶりと言われるような賃金の引上げが行われたと言われました。

確かに、これは10月6日に公表された毎月勤労統計調査というのがありますが、8月分ですね。この名目賃金に相当する現金給与総額は、前年同月比で1.2%アップの36万6845円ということが報道されています。

ただし、一方、パートタイマーについては2.9%、引上げ率は高いのですが、金額は10



万3312円という実態があります。

ところで、こういう名目賃金は引き上げられたのですが、総務省が先週の金曜日、10月27日に公表した東京23区部の、言わば10月の消費者物価指数、これは速報値でしたが、これを見ると、2020年を100とした値動きの大きい、言わば生鮮食品を除く、いわゆる総合指数が前年同月比で2.7%アップ、106.0という数字が報道されています。

それから、この間、物価高騰ということもあって、電気とかガス料金への国による補助が行われましたが、これが10月請求分から半減したということもあってか、そういうことを鑑みると、その生活実感に近いとされる生鮮食品を含めた、これも総合指数ですが、これが前年同月比で3.3%アップ、とりわけ猛暑でトマトとかニンジン、よく野菜を買いに行ったときに本当に驚くのですが、とてつもない値上がりをしていて、やはり生鮮野菜が21.7%アップということが、これも総務省の数字の中で出てきています。

したがって、物価値上げを受けて、8月の実質賃金は、これは、さっきの10月6日に発表された厚労省の毎月勤労統計調査ですが、いわゆる前年同月比で2.5%マイナスで、17か月連続のマイナスという、言わば1年を越えての、物価高に賃金の伸びが追いつかないという状況があります。

これは賃金だけではなくて、年金の額についても、なかなかその物価値上げに追いつかないということが、これもいろいろな数値からは出てきています。

と同時に、これは区自身が、たしかこれは議会に提出して、審議にもかけられている、来年の4月からの基本計画の骨子が出た後、9月5日に基本計画の素案が出されましたが、その中の3ページ、4ページで社会動向に関わる認識というものが記載されています。それによりますと、「物価高騰などにより、区民生活や区内産業は大変厳しい状況下にある」、それから「所得格差や地域社会の分断の広がりへの懸念」があるというような指摘があります。

したがって、今回、特別区の人事委員会の勧告、それに先立つ国の勧告なり都の勧告も前後して出されましたが、これまでその特別区の人事委員会の勧告に準拠するということですが、この特別職等の報酬に関しての、言わば考え方の基本にあったわけですが、ただ、そのままこの勧告どおりにやることはいかがなものかということがございます。

そういう点では、この【1】案、【2】案の中で、特に生活実感との関係でいくと、全体を底上げの状況の中で引き上げるということを選択した場合でも、【2】案というところが適切ではないかなと考えた次第です。

○会長 ありがとうございます。1点御確認しますと、今の動向を考えたとしても、これまでの人事委員会勧告に準拠するという考え方に従えば【1】案か【2】案が望ましいと。その中でも、今の物価の状況や実質賃金を考えると【2】案ではないかという御意見ということですね。ありがとうございます。

では、ほかの委員の皆様、いかがでしょう。●●委員、お願いします。

○委員 ●●です。なかなか難しい問題だろうとは思いますが、結局、特別職の実質的な給与を下げるとか、下げないのかということになるのかなと思っています。

結論から言いますと、23ページの表に行くと、【1】が相当ではないかと。人事委員会勧告に従う、公民較差0.98%というものが、やはり重みを持つてくるのだろうなと思っています。

特に、この較差を埋めないと、実質賃金は目減りする、下がるのだろうなと思っていますから、少なくともそれを維持するためには、人事委員会勧告に従った増額が必要なのではないかと考えております。

総額を見ますと1210万円ぐらいですかの増額ということですが、その程度であれば何とか区民の了解も得られるのかなと考えております。

○会長 ありがとうございます。そうしますと、基本的には、その実質賃金の目減りを回避する必要があるのではないかとということですね。はい、ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。●●委員、お願いします。

○委員 今、皆様の御意見を伺ったところですが、大変難しく思っております。今聞いておきまして、いろいろな情勢が変わったりとか、物価が上がったりということもありますし、また、人事委員会からの勧告を基に考えまして、職員の皆様も0.98%アップということなので、この区長さんから議員さんまで全部を一律に考えるということも、そこはどうかなのかなということもあるのですが、細かいことをやることも難しいのかなと思いついて、一律でということでありましたら、【1】案のほうの0.98%引上げでよいのではないのかなと思いました。

○会長 ありがとうございます。念のため確認ですが、一般職の職員の方の場合に、平均は0.98%なのですが、管理職の方は0.3%しか上がらないわけですがそれを考えたとしても、平均でいくべきであろうということですね。

○委員 はい。

○会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。では、●●委員、お願いします。

○委員 私も、なかなか難しい問題だと思いますが、最初に特別区人事委員会勧告ということで勧告が出ていますが、その3722円ということ自体が、これは一つの統計的な数字だと思いますので、統計をつかさどる方の立場立場で、またちょっと変わった数字が出てくるのだらうと思うのです。

例えばこの母集団が、企業規模50人以上とか、あるいは、かつ事業所規模が50人以上、50人以上の事業所ということで、一般的に見れば、非常に恵まれた大きな企業だと私は思うのです。本当にもう零細なところというのが、数は非常に多いのだと思うのです。そういうところではなくて、ある程度の規模のところ選ばれているということ。

それから、この1112民間事業所を調査と、この勧告では書いてありますが、実際に完了したものは、658事業所しか調査が完了していないということですので、この作り方によっていろいろな数字が出てくるような気がするのです。

だから、そこら辺は、また見直しをいろいろしていただきたいと思うのですが、取りあえず実質的に今出てきた数字が、3722円で、特別手当については0.1か月ですかというようなことで数字が出てきていますので、これですら、私は非常に全体の、こちらの勧告に従ったとしても、日本の給与水準というものは、とても各国の上昇に比べて非常に劣ったものだと思っています。

特に円安ということが効いていますので、ドル建てで考えれば、非常に割り引かれた数字で、そういう統計というものがまた出てくると思うのです。

とは思いますが、今こういう形で提案されているということで、私もこれに従っていかねばしょうがないのかなとは思っています。

本当はもっと上げたいところですが、民間を超して上げることはなかなかできないということ、制度的に民間のこういう官民較差というものをこのように統計的に出して、その較差が、官のほうが少し劣っているということで、こういう形で審議して、引き上げていくという考え方は合理的だと思いますので、私は0.98%の底上げと、それから0.1か月の特別手当の支給というのは、やむを得ないかなと思っております。

○会長 ありがとうございます。

続いて、ほかの委員の皆様、では、●●委員、お願いします。

○委員 とても難しいです、とても難しい。数字の計算は分かります。ただ、それで本当によいのだらうかというところが、この資料を受け取ってから今日まで、何か釈然としな

いということで、今日ここへ来ています。

その釈然としないというものが何なのだろうと思っておりましてのですが、先ほど基本計画の話がありました。基本計画も、今日持ってきました。それから、車座集会の取りまとめが、半分ですが、それも届いています。そのほかの審議会の関係の中でのお話も承っています。

今日、私は、この後、町会の活動に行きます。この町会の活動は、小学校の外構をきれいにして花を植えようということで、今回で6回目か6年目になりますが、学校の先生、子ども、そしてまちづくりセンターの皆さん、そして皆さん、まちセンのほうの区の御助力もあって、制度はこれを使えばよいのではないかとということで、花の苗は区のほうで手配をしてくださるということで、そのほか、労働力は近隣の住民、町会からホースだったり様々なものを、それは町会のほうでやりましょうということで、それでやっています。

本当にまちセン、社協、あんしんすこやかセンター、もろもろの人たちが一生懸命関わり、地域住民も関わり、それでやっていることです。本当に皆さん、よくやって、一緒にやって、とてもよい活動だと私は自負しているところです。

その皆さんのお仕事が評価され、そしてお給料に反映されていくためには、区長、特別職、ほかの方々のお給料が、やはりある一定、上がるということも、その下で働くの方々のお給料に、また反映されるだろうということも何となく分かる気がしています。

つまり、仕事のモチベーションを上げていただくためにも、やはり、そういう意味でもこの特別区人事委員会勧告というものは必要なのではないかなということはいつも思うのですが、職員の方々にとってはとても忙しいです。本当に忙しい。働き方改革というのは一体どこへ行ってしまっているのかと思うくらい、特に係長職、主任さん——主任さんは帰っているかな、真ん中あたりの一番動く方たちが本当に一生懸命やってくださって、時間も割いてやっている。そういうものを見ていて、何だかこの給与体系がよく分からないなという、そういう感じがしてならないのです。

結論としては、私は、上げることはないと思っています。維持でよいと思います。しかしながら、人事委員会勧告の重みということもよく承知しているつもりです。働き方改革を実現して、そして、区民にとってよりよいサービスをしていただく、区民も一緒に汗を流すから、そういう意味でのお仕事をやっていただきたいという、そのところの条件つきということで、でも、上げたとしても【1】ではありません、0.3%です、そこまでが精いっぱいです。

上に立つ人たちが一生懸命やって、下の人たちを指導し、そして、よい職員になってもらうようにしていただく。私はそれが大事なことではないかと思うのです。それをしていただく代わりに、お給料を上げると、こういうことなら話は分かります。

ですから、この特別職の方々が、区民の中に、目に見えるような働き方をして、これだけやっているのですよという、そういう動きが見えるようなお仕事をぜひやっていただきたい、それが私の条件です。

○会長 ありがとうございます。そうしますと、案としては【2】でよろしいでしょうか。

○委員 譲って、譲って【2】です。

○会長 譲って、譲って【2】ということですね、分かりました、ありがとうございます。

お待たせしました、委員、お願いします。

○委員 ●●です。実は、この書類を頂いたのが土曜日の夕方、夜も遅くの時点で、正直言って、読み込むのが厳しい。一応メールではいただいているのですが、なかなかPC上で見るということが厳しかったので、これを待っていたのですが、自分として結論がなかなか出ないような状態で、ここに来てしまったということが正直なところですね。

まず1つには、特別区人事委員会勧告ってありますが、これは私、すごく肌感覚で言わせていただくと、本当に私たちの生活に沿っているのかなということが、非常に疑問を抱いてしまうのですね。

というのは、先ほど●●委員からも町会のお話が出ましたが、実は私も町会活動をしております。この時期になってきますと募金活動が出てくるのですね。うちの町会は、町会でまとめて幾ら募金という形ではなく、お気持ちのある方々に、100円でもよい、1000円でもよい、そのときの状況で出していただいて、協力していただいてということで、協力員という方々が回っていただいているのですが、実は非常に厳しい状況。たかだか200円、500円、それすらも、「今回はごめんなさい、協力できません」という世帯が徐々に徐々に増えてきているの、これは事実なのです。

それで、確かに特別区人事委員会勧告、数字としては出てきていて、とても大切な数字だということは分かるのですが、もう少し何か肌感覚に近いものという、何か指針となるようなものはないのかなと常に思ってしまうのです。

年金も上がってこない、そして給与も、確かに大企業などは上がっていると思います。

ただ、中小の本当に小さなところ、果たして上がっているのかなど。

そうすると、物価はやたら上がってきている、実質、小学生のお子さんを抱えているお母様から言われることは、本当は子どもと一緒にいてあげたい、でも、仕事をしないとローンが払えないんですよというような声もよく聞きます。そういった実生活と言うのでしょいかね、そういうものをもっと踏まえて政策というものを考えていっていただきたいなと思うのですね。

この中で一つ救いだっただことは、若い方たちに手厚くということがあったので、これはすごくうれしいことだと思うのですね。そして、本当に、私も町会活動をやってよく分かるのですが、まちづくりセンターの職員の方々、それからそれぞれの担当する課の職員の方々、本当に皆さん頑張って、休日なども頑張って出てきてくださっていますよね。そういう方々にぜひとも給与を、この金額ではなく、もっと反映させていただきたいなということが正直なところであります。

そして、特別職に関しましては、厳しい意見になってしまうのかもしれませんが、私は【2】でお願いしたいなと思います。

確かに特別区人事委員会勧告にのっとりべきという意見もあるかもしれませんが、やはりなかなか底辺が上がってこない以上、やはり上だけ上げて仕方がないのではないかなというような気持ちがあります。

○会長 ありがとうございます。念のため確認ですが、この0.3%引上げというのも、特別区の人事委員会勧告に全く沿っていないということではなく、むしろ管理職の基準に沿うということでの案ということでいただいています、そこはよろしいですかね。

○委員 はい、それは大丈夫です。

○会長 ありがとうございます。

そうしましたら、●●委員、お願いします。

○委員 すみません、皆さんの意見を聞いてからという、ちょっとずるい戦法になってしまっただけで申し訳ないのですが、3年間ですかね、これ、本当に毎回考えさせられるというか濃密な時間で、本当に何か感謝と言うのも変ですが、ありがたいなと思っています。

と同時に、本当に重いなということは、もうとても重いと本当に思っていますね。特にこの3年間というのは、社会に大きな変化があって、この委員会のこのメンバーで始まったのが2021年の7月ぐらいと思うのですが、そのときは1ドル109円ぐらいだったのですね、例として挙げると、今は149円ということで、とんでもない円安がたった3年間で進

行してしまっているということで、社会全体も大きな変化を迎えて、物価高を、もう本当に肌身で感じているというところですよ。

だから、先ほど一般職についての質問をさせていただいて、大変恐縮だったのですが、本当に今年度に関してというか、全体的に網羅的に上げていただけるというところは、とても、きっと職員の方々のやる気も上がるだろうなと思っています。

ただし、50代で、失礼ながら1000円台ということだと思いのですね。選挙によって選ばれた方々が含まれていますので、比較できないですが、比較すると、年齢的にはそれほど変わらないのかなという気がしている。

そして、パーセンテージのマジックで、同じ1%でも、当然もとの金額が違えば全然違ってきてしまいますので、例えば区長さんですと、月額ですと、これは僕の間違いですかね、0.98%ですと1万200円上がるということですよ。そして、申し訳ないですが、片方、課長さんは1000円しか上がらないというところを、考えてしまうなということは引っかかってしまう。

結論から言うと、ですから僕もあえて言えば【2】だろうなと思っています。本当に申し訳ないのですが、職員の方々のやる気を引き出すということと、そして、一般職の方々は、税を使う側でもあるし、公務員でもあるけれども、生活者としての公務員でもあるので、やはりその方々の生活も支えられて初めて、この行政だと思いのので、その方々に関しては平均で0.98%ということで、これは妥当かなとは思いののですが、やはり特別職の方々には大変申し訳ない、目に見えない苦勞や大変な思いをされていると思うのですが、23区のこの比較表で見ても、割と上位、本当に比較して申し訳ないですが、区長さん、副区長さん、教育長さんは、真ん中辺ですが、常任の委員さん、代表監査委員とか委員長あたりは上位ベストテンに入っているという状況ですので、そういう意味では、元のベースが決して低い金額ではないかなということで、本当に失礼ながら、よくて0.3%というところかなという感じですよ。

すみません、ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

そうしましたら、●●委員、いかがですか。

○会長職務代理 ありがとうございます。最もずるい最後になってしまひまして申し訳ございません。皆さんの意見も踏まえながら考えますと、まず23ページの案でいきますと、0.1か月分の特別給の上げは、皆さんほぼ合意をされていると。問題は、その0.98%か

0.3%か、【1】は全職員ということと、それから0.3%は管理職を対象にしたパーセンテージということでもあります。

ここで問題になることは、特別職を管理職なのか、あるいはこういうものとは別に考えるのかということの方が大きな論点だと思います。私は、特別職は、先ほどお話がありましたように、住民のいわゆるフィルターを通して、選挙で選ばれている方がほとんどである。または、その方の任免に係り議会の同意を得る方がほとんどであるということ、やはり少し別の性格であるということです。

それから、いつも23区を比較していただくのですが、財政面ではいろいろ措置があると思いますが、人口的に言うと、もう政令指定都市、突出しています、世田谷区は突出しているという状況、これは政令市に匹敵する、90万以上ですので、そのような状況を総合的に考えて、今、先生方の意見も十分に配慮したのですが、私は、特別区人事委員会勧告の一般的な勧告を覆す理由はない、すなわち【1】で妥当なのではないかと思っております。個人だけの意見で、以上でございます。

○会長 はい、委員の皆様それぞれ御意見ありがとうございました。

ほかの委員の皆様御意見も伺いながら、少し考え方が変わったとか、何か気持ちが変わったとか、もう少しこれは言っておきたいということがあればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

はい、●●委員、お願いします。

○委員 冒頭、ファーストペンギンではないですが、最初に発言をした関係で、責任もあるかと思いますが、私も、これは多分誤解はないと思いますが、人事委員会の勧告そのものを否定したわけではなくて、この0.98も、それから0.3についても、これは当然いずれも人事委員会勧告の中の仕分けの問題ですので、考え方のベースをそこに準拠しながら、なおかつ、言わばそれを覆すというのではなくて、区民生活の感情により近いところで、先ほど言ったような様々なデータを基にしながら発言をさせてもらったということでございますので、その点を付け加えさせていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。ほかは委員の皆様、何か補足のご意見はよろしいですか。

今回は、本当に2案、事務局からお示しいただいたということもございましたが、両案拮抗という状況です。先ほど●●委員が整理してくださいましたが、特別給のところについて、0.1か月引上げというところは、皆さん御賛成くださっている。



これに対し、報酬月額に対してどうするかというところで、0.98%増にするのか、0.3%増にするのかというところで——月例給ですね、非常に意見が全く割れたというところと思います。

これをどちらか一案に整理するというのは非常に難しいと思いますので、この多様な意見を踏まえまして、改訂全体の方向性、今回ですと引上げということについて記載し、0.98%、0.3%どちらかということではなく、御意見を両論、また、それぞれどのような考え方だったのかということ添えた上で、審議会としては、統一した結論には至らなかったというような形で答申とする形でまとめるのがよろしいのかなと思う次第です。

私個人的には、本当にこの案【1】、案【2】、両方ともあり得ると思っております。

一つは、やはり特別区人事委員会勧告の基準となっている0.98%の引上げをしたうえで、特別職の方々については、御公務をやっていただくと。また、特別区人事委員会勧告が民間の給与水準とも非常に関わってくるところもあるので、賃金を引き上げて経済を回すという考え方に立てば、やはり0.98%引き上げるという考え方もあるかなというふうにも思います。

他方で、この特別区人事委員会勧告のこの考え方が、なかなかその生活実感になじまないというようなお話もありましたが、やはり今、働き方、雇用をめぐる正規と非正規で非常に格差が広がっている中で、正規の方たちについては、こういう形で一定の保障があるわけですが、非正規の方々については非常に厳しい状況もあると。

このような中で、月例給を上げていったときに、相対的に給与月額とか期末手当の単価自体が、高いところに位置している管理職の方とか、あるいは特別職の方について、0.98%で上げたときに、正規の職に就いていらっしゃる方々からすると、これだけ高い給料を上げるのか、物価も上がっている状況の中でというようなことで、御理解を得ることが難しかったり、気持ち的にも、なかなかしんどいと思われる方もいらっしゃるかもしれないというふうにも思います。

特別区人事委員会勧告では、率を変えることで、金額的にはあまり差が生じないように配慮された案となっておりますが、その流れに沿いつつ、管理職の手当としての0.3%というところに沿う形で一定の対応を図るといったような考え方もあるだろうとも思うところです。

ということで、【1】案、【2】案、それぞれ委員の皆様、御意見をいただいたのですが、いずれも本当にごもつともというところでした、これについてなかなか、ここで1つ

の結論を出すのは難しいのではないかと思った次第です。

これについて、やはりもう少し議論をして、1つのところに詰めていくべきではないかというようにお考えもあるかもしれませんが、何か委員の皆様の中で、これから答申をまとめていくに当たって、このまま両論併記の形でいくことについて、もし何か御意見がございましたら、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 今の0.98%と0.3%ですが、例えば0.3%にしてもよいのですが、もし0.3%にした場合は、その財源が、少し特別職の方についての配分を0.3%にしてしまうことになるので、全体的に0.98%にならなくなると思うのです。ですから、その財源は少し一般の方とか、あるいは正規ではない方に配分するという考え方も出てくるかなと思うので、全体的に、それで0.98%になればよいかなとも思いますので、私は個人的には、特別職の方は、臨時の方と同じように、保障されていない方なので、そういう意味で、私は0.98%でよいかなと思ったのですが、0.3%にするのであれば、特別職の0.3%と0.98%の差額については、一般の方に配分すべきかなと思います。

○会長 ありがとうございます。今、一般の方とおっしゃられたのですが、例えば会計年度任用職員の方とか、今回、つまりこの引上げのところに乗かってこない方たちに対する処遇ということではなくてですか。

○委員 臨時の方についても、考えてあげてよいと思いますが、下の方というか、管理職ではない方に配分すべきかなということでございますね。

○会長 なるほど。

○委員 管理者の方も0.3%で、なるということですが、特別職の方の分の、その差額が流れれば、少し上回るのかもしれませんがね。

○会長 なるほど、そういう御意見もあったということで、併記をできればと思います。ただ、全体0.98%という枠の中で、その中にこの0.3%と0.98%の特別職の差額も入れるというところが、説明が付きにくいかもしれないのですが、今回その対象となっていない方たちに対して補填をするというような考え方というのはあり得るのかなと、お話を伺いながら思いました。

●●委員、お願いします。

○会長職務代理 今日議論を総括していただいたのですが、私は両論併記でよいのではないかと思います。特別給のところは異論はなかったという前提の下で、その引上げのパーセンテージについては両論があって意見が拮抗したという表現で答申を出されるという

ことでよろしいのではないかなということ、決して両論併記がいけないというわけではなくて、今日の審議会のまさに現状をきちっと両論併記ということで、会長から表していただくということでよろしいのではないかなと思っております。

○委員 その場合は、これは議会で最終的な結論を決めるということになるのですかね。

○会長職務代理 これはあくまでも区長に対する答申ということですので、区長がこの意見をどのように反映させるかということになろうかと思うのですが、部長、いかがでしょうか。

○総務部長 おっしゃるとおりで、本日、審議会の皆様の御意見を答申としていただきます。そして、議会に条例案を提案いたしますのは区長ですので、これを基に、区長がどういう条例改正案をつくるかは、私ども事務局も非常に頭を悩ますところではございますが、区長のほうで最終的に条例案をつくっていただきまして、それを議会に御提案して、議会でお認めいただいて御議決いただくという形が制度となりますので、そういった形で、区長が案をつくる、議会で議決をいただく、そういった段階になります。

○会長 よろしいでしょうか。そうしますと、両論併記ということで、皆様方のここで出た御意見を含めて、区長に提示した上で、条例案を御検討いただくという形になります。

○委員 きれいに割れてしまいましたのでね。

○会長 本当に両方、御意見をいただきまして、ありがとうございます。

そうしましたら、今年度の報酬等の額については、今いただいたような、その両論併記というような内容で答申案文を調整していきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

次に、条例等の改定の実施時期でございますが、こちらも一般職と同様の取り扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは今年度の答申についてですが、特別職の報酬等の額については、本日の結論を中心に、また第1回で審議しました政務活動費の額については、社会経済情勢や他自治体との比較、過去の推移等を踏まえて、現状のまま据え置くものとして、私と事務局で整理をしまして、答申の案文をまず作成したいと思います。その案文を、委員の皆様にも事務局からお送りいただきますので、そこで御意見等がございましたら、加筆修正を出していた

だきまして、最終的に成案にまとめまして、まとめた後、私から区長へ答申をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

また、今回の議論の検討材料の一つであった特別区人事委員会勧告に伴う一般職の給与改定に関する労使交渉についてですが、これは毎年なのですが、本日の時点で、まだ妥結されていない状況だということでございます。ですので、勧告内容どおり妥結された場合には、本日の結論や御意見を踏まえた答申としますが、仮に勧告内容と異なる妥結がされた場合には、その妥結内容を踏まえて、改めて議論を行う必要が出てくるかもしれません。ということで、事務局から労使交渉の結果を、改めて速やかに各委員の皆様にお知らせいただきますようお願いいたします。

以上で本日予定していた次第は全て終了ということになるのですが、若干お時間がございます。このメンバーで、この審議会をやるというのが、今回、任期が今年度いっぱいということなので、このまま労使交渉が妥結しないとかいうことにならない限り、多分これが集まる最後になるかもしれないので、もしよろしければ、委員の皆様から御意見とか、御感想とか、もし何かあれば一言ずつおっしゃっていただければとも思うのですが、何か御意見等、この3年間のことも踏まえまして、あるいは今後のこうした特別職の報酬とか、あるいは議員の政務活動費の検討なども含めて、ぜひ御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。特にはよろしいですか。

○委員 では、1つ。

○会長 はい、●●委員、よろしく申し上げます。

○委員 意見ということではなくて、御報告というか、併記をしてくださるということ、ありがたく思います。

それにちょっと関係するかなと。せんだって、行政相談委員の春秋に特設相談をいたしますが、その秋の部分を行いました。そこで様々な御意見やら苦情やら承るのですが、その中に2つ、2人の方が、両方とも女性でいらっしゃいました。どちらかと言えば、御高齢の方でした。何かお困り事とか、それから御意見とか、承りますがということでお尋ねをいたしましたところ、このお二方が、ありがとうございます、今のところ困っていることはありませんと、そのようにおっしゃったのです。それで、区のほうへも、それから省庁のほうへも、そのまま御意見を伝えることができるのですが、いかがですかという意

味合いでお尋ねをしました。本当に困ったことはなく、何とか暮らしていますから、大丈夫ですとおっしゃったのです、その2人の方。

それで、私たちはすごくうれしかったのです。大抵は苦情とか、困っていることとか、税金のこととか、年金のこととか、そういったことが大半なのですが、その中で、そういう御意見があったということが、何かすごく、ああ、こういうこともあるのだなということで、とてもうれしかったことでした。

これは、多分、区のほうへもそういう御報告がなされているかなとは思いますが、ちょっと御披露をさせていただきました。そのようにお暮らしの方もいらっしゃるということでございました。

○会長 ありがとうございます。

あとはよろしいですか。特に公募委員の方、何かもしございましたら。

○委員 では、一言だけごめんなさい。

○会長 はい、お願いします。

○委員 こうしたものを3年間やらせていただいて、本当にいろいろと勉強になりましたし、特に、変な言い方ですが、行政の方——まあ、こういう審議会そのものは、ある区と、ない区がある中で、世田谷区のほうでは、こうして設けていただいて、様々な、失礼ながら、役職やら、いろいろな立場の方々が集まっての意見交換というものは本当に貴重だなということはすごく感じました。

ということで、いつもいつも本当に、この資料づくりだけでも、大変だと思うのですが、本当にいつもありがとうございます。僕は、変な言い方ですが、事あるごとにと言っでは大げさですが、実は区の職員の方々も、こうして頑張っているのですよという話をさせていただいているところがありまして、ちょっとでも何かこうしていることが、ささやかながら何かの足しになっていればよいのかなという思いがありました。本当にいつもありがとうございます、皆さんもありがとうございます。失礼します。

○会長 ありがとうございます。

そうしましたら、他に特にないということですので、あとは事務局からお願いします。

○総務課長 ありがとうございます。事務局から御報告として、第1回の報酬等審議会の中で御報告した政務活動費に係るアンケートについては、その実施結果を資料とともに区議会事務局へ情報提供しているということでございます。御報告させていただきます。

○会長 ありがとうございます。アンケートについても、また今後動きがありました

ら、御報告をいただくということで進めていければと思います。

そうしましたら、最後に、本日の審議内容の会議録の公開について、事務局から御説明をお願いします。

○総務課長 本日、御審議ありがとうございました。本日の特別職報酬等審議会の会議録の取扱いについて改めて御説明させていただきます。会議録については、世田谷区情報公開条例に基づきまして、区政情報コーナーに配置するとともに、区のホームページにも掲載させていただきますので、御了承いただければと思います。

会議録の内容については、第1回と同様に、会長に御確認をいただいた後、委員の皆様にも再度御確認をいただく、その確認をいただいた後に公開するという形の流れで準備させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。長時間にわたる御審議、どうもありがとうございました。

午前11時52分閉会